

京都市家庭動物相談所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年月8月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 35 号

京都市家庭動物相談所規則の一部を改正する規則

京都市家庭動物相談所規則の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「動物取扱業の登録」を「第1種動物取扱業の登録, 第2種動物取扱業の届出」に改める。

附 則

この規則は, 平成25年9月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)